

過労死等の状況について

1 過労死等とは

長時間労働にわたる過重な労働によって、疲労の蓄積が生じ、その結果、脳・心臓疾患を発症することがあります。疲労の蓄積をもたらす要因の一つである労働時間に着目すると、労働時間が長いほど、脳・心臓疾患のリスクが高まることが明らかになっています。

また、長時間労働に従事することは、精神障害の発病の原因となり得ます。

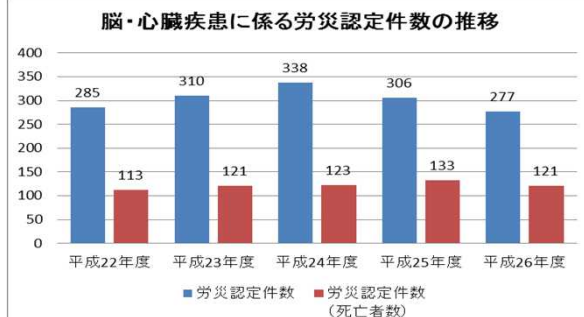
これらを原因とする死亡、または死亡には至らないこれらの疾病が「過労死等」です。



2 労災認定の状況

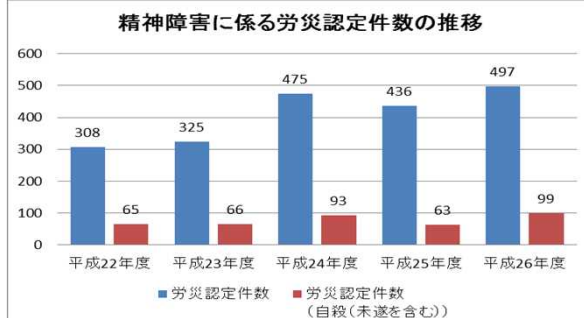
○ 脳・心臓疾患に係る状況

- ▶平成26年度の労災認定件数は、277件（うち死亡121件）で、2年連続で減少
- ▶業種別には道路貨物運送業が最も多く、職種別にも自動車運転従事者が最も多い
- ▶年齢別には40歳以上に多い



○ 精神障害に係る状況

- ▶平成26年度の労災認定数は、497件（うち未遂を含む自殺99件）で、過去最多
- ▶業種別には道路貨物運送業、社会保険・社会福祉・介護事業、医療業等に多く、職種別には一般事務従事者が最も多い
- ▶年齢別には30、40歳代に多く、脳・心臓疾患に比べ若い年齢層に多い



3 長時間にわたる過重な労働による過労死に関する労災認定事例

○ おおむね1か月間にわたる過重労働により「心筋梗塞」を発症した事例

【労災請求の経緯】

労働者Aさんは、2月初旬のある朝、欠勤して連絡が取れなくなったため同僚が探したところ、自宅の浴室で倒れているところを発見された。通報を受けた救急隊により病院に搬送されるも死亡が確認された。労働者Aさんの遺族は、過重労働が原因であるとして、労災請求した。

【就労の状況】

労働者Aさんは、建設会社において、3月完成予定のマンション建築現場の施工管理者として勤務していたところ、工事の進捗の遅れを取り戻すべく担当者との打ち合わせを頻繁に行っていたため、時間外労働が連日夜10時頃までに及び、11月から1か月当たり約70時間の時間外労働が続いていた。

さらに、1月には打ち合わせを踏まえた工事を集中して施工した結果、早朝から深夜までの勤務が続き、1月の時間外労働時間は約110時間に及んでいた。

【判断】

労働者Aさんは、発見された日の前夜に心筋梗塞を発症したことが原因で死亡したと推定された。また、労働者Aさんは、発症前1か月間に100時間を超える時間外労働が認められた。以上から、労働者Aさんが発症した心筋梗塞は、過重労働が原因であるとして、業務上と認定された。

○極度の長時間労働により「うつ病」を発病した事例

【労災請求の経緯】

労働者Bさんは、自宅内で自死しているところを発見された。労働者Bさんの遺族は、上司の指示による過重労働が原因であるとして、労災請求した。

【就労の状況】

労働者Bさんは美容関係の資格学校の講師であり、上司から新たな資格制度の対策コースの企画と模擬試験の問題作成を命じられた。上司は、労働者Bさんに2か月で完成するよう指示したが、労働者Bさんは、この資格の取得に必要な科目が多数あり、2か月では企画や準備が間に合わないと説明したが、上司からは、受講生の募集を開始しているため、期限を先延ばしにすることはできないと強く指示された。

労働者Bさんは、新たな教材と模擬試験問題の作成に追われ、会社に泊まり込みで時間外労働や休日労働を繰り返した結果、1か月の時間外労働時間が200時間を超えた。労働者Bさんの自死は、3日ぶりに帰宅した自宅での出来事であった。

【判断】

同僚などの証言から、労働者Bさんは自死直前から身だしなみの乱れ、口数が極端に減るなどの変化が認められており、自死直前にうつ病を発病していたものと判断された。また、発病直前の1か月間におおむね160時間を超える時間外労働を行っており、仕事以外の要因なども認められなかった。以上から、労働者Bさんに発病した精神障害は、過重労働が原因であるとして、業務上と認定された。

4 働くときのルールについての相談窓口

○労働基準監督署

賃金、労働時間、安全衛生などについての監督、指導、労働基準関係法令に、基づく許可、認可などの事務を行っています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>

○労働条件相談ホットライン

違法な時間外労働、過重労働による健康障害、賃金不払残業などの労働基準関係法令に関する問題について、専門知識を持つ相談員が、法令・裁判例などの説明や各関係機関の紹介などを行う無料電話相談です。

【フリーダイヤル】0120-811-610（はい！ろうどう）

受付時間：平日（月・火・木・金）17時～22時 土・日10時～17時

○労働条件ポータルサイト

労務管理に関するQ&A、法令・制度や相談機関の紹介など、労働条件に関する情報を分かりやすく掲載しています。

<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp>

○総合労働相談コーナー

労働条件、募集・採用、いじめなど、労働問題に関するあらゆる分野についての労働者、事業主からの相談を、専門の相談員が、面談あるいは電話で受けています（ご相談は無料です）。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署